

量を求められる場面にシフトしていくことは、評価していいと考える。ただ、長期的な対応を求められるなど、ソーシャルワーク的要素が強く求められる場面では、より専門性が問われ、相談に応ずる専門性が担保できるかということは、重要な要素である。サービスを地方自治体、身近な市町村に移していく時にも、専門職の配置ができるような制度的対応をしないと本当に機能するのかが不安となる。同時に、児童相談所の専門性も問われており、意識的に社会福祉士を配置するなど、児童相談所の整備も図っていく必要がある。さらに、児童相談所の地域化、つまり身近なところにサービス提供の場所を下ろしていくことにしたからには、どのくらい自治体が本腰を入れるかということが重要である。意識が高く、実践力のある自治体では、すぐに機能していくようになると思うが、地域格差が生じることが十分予測できる。

次に、専門職の養成であるが、いつも問題になる福祉事務所の三科目主事を少なくする方向を模索し、社会福祉を専門的に勉強した人たちが最前線に出るべきだと考えている。本当の意味での相談や支援は、より専門性の高い人に委ねない限り充実できない。虐待の例にみられるように、事案を拾い上げるだけのシステムを先に作ってしまい、受け入れ態勢については後回しの感があるが、そのようにならないようにしなければならない。

特に子ども虐待への対応を考えると、これまでの日本の制度では、児童虐待の発見と通告のシステムが未整備で、児童福祉法第25条があっても有名無実であった。しかし、最近の虐待通告数の増加を見ると、ようやく児童虐待の恐れのある場合に誰でも通告するという形に近づいていると評価できる。しかし、結局はそのあとの対応まで考えておらず、発見と通告のシステムだけを先行させて、あとから児童相談所の体制をどうするか、受け皿の施設がどうだとか、と議論しているのが現実であろう。したがって、今回の法律改正により市町村重視の体制にしたことによって、サービス提供の力量や、身近で機能する相談体制の確立という課題を、どのようにして乗り越えていくかということがポイントであろう。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

まず、今後これを有効にしていくために必要なことは何か、懸念される課題をどう解決していけばよいかということだが、3つのレベルできちんとした連携が必要でないかと思っている。1つは、入口のところ。要保護児童問題に限らず子どもの相談は、市町村、福祉事務所、児童相談所の3か所で受けることになった。住民がどういう問題をどこに相談するかがわかっていないといけない。そのためには、あらかじめ周知しておかなければならないし、相談があったときに、きちんと紹介ができるようにしておかなければならない。さらに、その入口段階で、特に児童相談所と市町村の間でどういう相談を第一義的に受けるか受けないかを決めておかないといけないし、そのマニュアル作りが必要だし、それを見るための共通のアセスメントシートが必要になるのではないと思う。

2点目は、市町村で受けたけれどもケースの中途段階で県に送致しなければならない、あるいは児童相談所で受けたけれどもこれは市町村でネットワークを作ってやっていく方がよいのではないかという、その判断のアセスメントが必要である。その共通のアセスメントシートを使いながらや

っていくことが必要なのではないか。それを開発し、そのためのマニュアルを作らなければならない。

3点目は出口、つまり自立ないしは家族再統合のところ。施設に入所した後、家庭に帰す時に、児童相談所と施設が今、決めているわけだが、それに市町村も参加して受けられるか受けられないか、児童相談所が帰せるか帰せないか、施設の方も帰せるか帰せないか、共通の理解を持たなければならない。ここも共通のアセスメントシートを使ってノウハウを集積させていかなければならない。

この3つのレベルで協働化というのが必要になると思うし、そこがうまくいかないと、相談をするところが1つ増えただけで、かえって間に落ちてしまう子どもが増えるだろうと思っている。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

現在、市町村ネットワークを調査で関わりをもって見ているが、児童相談に対しての市町村体制の強化については、現実の体制ではまだまだ不十分であると思う。

その理由として、市町村の相談体制の中で、人数つまりマンパワーが必要だというような認識が無い、又は不足していることが挙げられる。例えば、死亡事例があった場合など、議会からの突き上げによって、市長が専門スタッフを市町村に置く等により児童相談にあたる。また虐待防止ネットワークであたるという姿勢が確立している所もあるが、多くの場合、まだまだそういった体制作りに至っていないと思う。

児童相談は児童虐待に特化することはできないが、やはり重篤なケースとか、あるいは今後通報が市町村に入ってくる又は虐待に対応をしなければならないという時には、児童相談所とも関連を深くしないといけないということになるので、一層の充実が必要である。

例えば、保健師の専門性が高いとしても、実際に児童相談をするのは保健センターだけではなく、児童相談所や児童福祉課の担当者になることから、行政職員や児童相談を担当する非常勤職員にも一定程度の研修を行っていく必要がある。現在では、ソーシャルワークができる人がいない、又は少ない。

家庭児童相談室も、静岡県のように常勤で雇用しているところはソーシャルワークができている。専門職というとすぐ臨床心理士を雇ったらいいいと言われるが、臨床心理士はアウトリーチ型ではなく、待ちの姿勢である。家庭訪問や調査方法は、母子関係だけではなくて、家族や地域のサポートはどうなのかといった、その人たちの生活に根付いた内容がしっかりと把握できる訓練を受けている必要がある。そういった観点から、ソーシャルワークができる人を市町村でどのくらい確保できるかということが今後の課題と考える。

さらに、児童相談所もまだまだ専門職化できていないので、専門支援化や取り組みが不十分である。例えば、専門職採用といわれているところでさえも、転勤が多かったり、担当者が存在しない等の場合がある。したがって、常時そういう専門支援化ができるような児童相談所の体制作り、研修体制作りも同時にしていかなければならない。何よりまずは人員を増やすことが重要課題である

う。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

児童福祉法改正の内容について周知していないこともあるので、わかる範囲での意見になる。やはりスタッフの問題が出てくるだろう。ある県の児童相談所では採用1年目の人が児童福祉司として仕事をしていて、実習巡回でそのワーカーに会った教員が「話をしても表情が変わらないので心配だ」と言っていた。その直後に自殺をした。詳しい動機等はわからないが、児童相談所のワーカーが置かれている現状を象徴しているように思われる。

児童相談所のスタッフを考えると、人事のあり方がネックとしてある。人事体制、受け皿が整わないと児童相談の体制強化につながらない。以前、ある市に研修で訪問したとき、児童相談所の所長が常勤ではなく、定年退職者を充てているところがあった。全国的に、児童相談所所長の資格とともに児童相談所の専門性が問われるときに、それでいいのかと思わされる。

児童虐待問題で子どもが亡くなったりすると、児童相談所がバッシングされるが、厳しいものがある。今起きている児童虐待の問題を見ると、隣近所を始めとする地域社会も知らないケースがあるのに、児童相談所だけが責められる結果となっている。「親は子どもを殴ってもいい」「隣の家のことなだから口を出さない」といった社会認識を打ち破っていかなければ、児童相談所としては厳しい状況が続くだろう。児童相談所のワーカーも約4割が異動したいと願っているというアンケート結果がある。相談業務の中核となる中堅層のワーカーたちが病んでしまっている。

ある県でも児童相談所ワーカーの希望者がなかなかいないという話を聞いた。ある女性ワーカーの話だが、親と話をするために電話をかけると親から「子どもも産んでないくせに何がわかる」と言われる。電話を切った後で自分の気持ちを落ち着かせるのに半日ぐらいかかってしまう。次に電話しようと思えるまでに1～2日はかかってしまう。そのワーカーは異動希望を出して、今は高齢者関係のところで仕事をしている。ワーカー自身が傷ついている状況である。

かといって、ワーカーの人数が充足すればいいか、というとそれだけではない。ていねいなケースワークをすると相談件数がたまっていく。そうすると、事務処理能力としては評価されない。家庭復帰や施設入所をどんどん処理することによって能力があると見られ、評価されている。以前は何度も家庭訪問したり、学校訪問したり、地域でネットワークづくりを行っているワーカーが評価されていたが、今はそういうワーカーがなかなか評価されず、役付きになっていかないということも起きている。

6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

市町村の体制は、今のところ、まだまだ児童相談体制としてはできていない。例えば、政令指定都市の場合、児童相談所は区のレベルでどうなるか、という問題がある。都道府県の場合も、大きな問題を抱えている。今の児童相談所の機能は、子どもの福祉に関するすべてのものにかかわっている。

子どもの虐待問題がとても強調されるようになった。体制の強化を行っているところであるが、市町村のなかには、虐待ケースとのかかわりを明確にしていかなければならないという現状がある。先駆的な市は少し先取りして活動しているが、多くの市は虐待などの児童相談を自分たちの問題として考えている場合は少ない。

今現在、虐待の通告は、福祉事務所や児童相談所が受け入れていることが多い。しかし、未だに、（ある虐待事件では）市と中央児童相談所の間で深刻な虐待ケースがあちこちまわされる感じである。最後まで、児童相談所の虐待ケースとして、児童相談所がみていなかった事例であった。

かなり深刻な虐待ケースと思われるものに、十分な対応ができていない現状をみると、より強化していくことは大事なことであるが、どのような基準をもって、どこまで市町村が関わり、どこまで児童相談所が関わるかが問題である。今は、市町村がやって、そこから児童相談所に上がっていくという基準と児童相談所が受け入れる基準が十分できていない。

さらには、児童相談所でみてもらえないケースのうち深刻なケースについて、市町村の、専門的な知識や経験をもっていない人が行う援助は、いろいろな意味で大変であると思われる。

通告をどこで受けて、それがどういうレベルの問題であれば、市町村でカバーし、どのレベルのものを都道府県でカバーするか、という流れがはっきりしていない。この問題を整えていかないと、市町村体制の強化をどこからやっていくことになるかわからない。実際このようなケースが現場では多い。この体制が可能なシステムを考えないといけない。要保護児童対策地域協議会や中核市による児童相談所の設置も含めて全体としてのシステムを考えて行く必要がある。

日本の場合は、児童相談所の電話番号も知らないことが多い。これに比べ、アメリカの場合は、州の1か所に集中して通告される。州が定めている定義によって、調査し、地域で連携し、虐待のケースを地域につなげる。強制保護的なサービスは公的に提供され、強制保護サービスでない場合は民間レベルの資源でやっていく。しかし、日本では強制保護も、家族支援も児童相談所が両方やっていく。これは、二重の相反することである。

体制を強化しなさいという（今回の児童福祉法改正）のは、市町村にやさしい顔と怖い顔をしなさいということになる。それは、今現在、児童相談所が抱えている問題をそのまま市町村に渡してしまうことになるからである。ただでさえ児童相談に関する専門性が充実していないと評価されることが多いが、これでいいのだろうか。

児童虐待防止ネットワークの強化もあるが、このネットワークも専門的な集団ではない。そこで難しい問題を受け入れることが結果的にどうなるのか。またネットワークを活発に活動させること、さらに専門的な援助もすることは大変である。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

児童相談を住民に身近な市町村におろすことは良いが、実施にあたっての問題点として、財源と人材の面での問題がある。財源については、今回の改正は成立が遅れたため、市町村の来年度予算はすでに決まっており、予算措置ができないであろう。人材については、市町村に児童相談の専門

家がないことが問題である。今回の改正で、児童福祉司の任用資格において、ソーシャルワーカーではない保育士・保健師・看護師・学校の教員等にも幅が広がられたが、これは改悪である。他の先進諸国をみても、虐待相談に対応するスタッフの中心はソーシャルワーカーであるのに、人的な面で専門性が担保されずに、相談業務が市町村におろされることは問題である。厚生労働省は、かつて家庭児童相談室で同じ失敗をしているのに、その経験が生かされていない。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

今回の法改正は、本当に市町村体制の「強化」となるのか。市町村（特に町村）のほとんどは人口規模の少ない自治体である。さらに、町村の9割は人口3万人未満である。今のまま保健・福祉を市町村で行うことになれば、歴然と市町村格差が出てくる。人口1万人未満の市町村においては、児童相談をやりたいといってもできないのではないかと。都道府県であれば、地域によって格差はあるが、ある程度の行政水準・財政水準・組織は維持されている。しかし市町村、特に町村においてはそれができるかどうか不明である。

児童相談所の後方あるいは専門支援化についてであるが、現在の児童相談所は「①児童福祉に関する高い専門性を有している、②地域住民に浸透した機関である、③児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分図られている」という性格をもっているが、「後方支援」はそういう性格ではないと理解している。後方支援は第一線で直接住民と接して、住民と連携しながら、一定の専門性を維持しながら仕事をするということではないのではないかと。どちらがいいかといえば、私は現在の児童相談所のもつ性格の方がいいと考えている。

都道府県が何をするとところなのかということにもよるが、ここ数年、都道府県が直接的な住民サービスを行わなくなってきた。これがどういうことを引き起こすか。自治体の中に一定数の専門的な実務を行うことのできる人がいなければ、住民からニーズが上がってきた時に、それを検討し、それに応える能力をもつ人が自治体の中にいないということになる。今であればまだ都道府県立の各種施設で働いている人が多くいるが、それらを市町村や事業団、民間に委託していくことによって、都道府県レベルでのそうした住民サービスのプロフェッショナルが少なくなってしまう。

すると、都道府県の役割は企画・管理と監督となる。実際のサービスは市町村や民間や事業団となる。この仕組みをいいと考えるか悪いと考えるかの立場があるが、私はこの仕組みは都道府県が住民からどんどん遠くなっていくと考えている。

広域自治体について、地方制度審議会「最終答申」では「市町村等の基礎自治体が事務を行い、広域自治体（将来的には道州制に移行）はそれら基礎自治体同士の連絡・調整を行うことが役割となる」といったことが述べられている。これらについてはいろいろな議論が交わされている。いいか悪いかは別として、将来は現在のような都道府県はなくなり、相当広域な自治体となっていくのではないかと。そうした広域自治体が福祉を担うということはまずありえないので、道州制が開始されるまでに現在都道府県が担っている福祉サービスは全部市町村に委譲されることが予想される。つまり、現在都道府県が担っている直接サービスを市町村に委譲し終わった時に、道州制にジャン

プできるという構造になっている。私はそのような都道府県にすべきでないと考える。

都道府県を、①端的に言えば、「道州制に向かう途上の過渡的行政組織」にすることが適切なのか、②現状よりもっと住民に身近な「市町村とともに、市町村と適切な分担をしながら住民サービス行政に励む自治体」にすることが適切なのか、ということに判断の分岐点がある。私自身は②の立場であり、都道府県が住民から遠い行政組織になるべきではないと考える。

児童相談所の機能が市町村に委譲されていくのは、このような都道府県の業務を市町村に委譲していく流れの一環である。一環というよりもむしろ児童相談所は「遅くきた市町村化」である。介護保険等、ほとんどの都道府県業務が市町村に移っている。今回の法改正は残った都道府県業務の一部をさらに市町村に移そうとする流れである。

だが、児童相談所の場合、そう簡単に市町村に移せない面がいくつかある。たとえば児童福祉施設に子どもを入所させるという場合、実態としてすべての市町村にくまなく施設があるということではなく、結局都道府県が行うのが最も効率的であるという面もある。「それでも移せるところからどんどんやっっていこう」ということが現在進められている。

自治体は意外と直接的な住民サービスに疎く、施設等で住民と向き合っている人が自治体にいることが必要である。(現在は)いわゆる役人と、実務の人が自治体の中で共存している。「共存」というよりは、絶えずせめぎ合っており、予算をどこに付けるかという綱引きが絶えず行われている。だが、こうしたせめぎ合いがなくなったらどうなるか。自治体の予算は、もちろん議会がチェックするだろうが、上層部の意向のみで決まってしまうことになる。そう考えると、役所の中に「本庁に住んでいる人」と「周辺の施設等に住んでいる人」がいるということが大切である。

(市町村の)「後方支援」「専門支援」というのは、自治体(都道府県)の中に現場で直接市民と向き合った相談援助のプロがいなければできない話である。ところが、仮に児童相談所の業務に限られたものとなった場合、日常的に上がってくる相談に対応することのない相談所像が浮かんでくる。そこに務めている人がどうやって市町村の現場に上がってくる日常の相談を支援するのか。自らが日常的に市民と触れ、多様かつ雑多な仕事に接しているからこそ市町村の抱える多様な相談を支援することができる。しかしもし法改正がされ、来年から児童相談所の役割が後方・専門支援となった場合に、現在ならばまだ都道府県の中に直接サービスに当たっているワーカーがいるからできるかもしれないが、そういう日常的な相談援助をするワーカーがいなくなり、また都道府県は規模も大きく人事異動等もあることを考えると、直接サービスを行った経験のあるワーカーはたちまち現場からいなくなる。そうすると長い目で見れば「後方支援」「専門支援」というのは「後方管理」「後方監督」になっていく可能性が高い。

イギリスなどでは、たとえば児童虐待にしても、サービスを企画立案する人と実際にサービスを提供する人とを分けている。そうするとサービスを提供することを民間に委託したり市町村に委譲したりできるので非常に効率的である。日本でもそうした方向に進むだろう。政府文書(2001年の「骨太答申」)の中に「ニュー・パブリックマネジメント(NPM)」という行政手法が紹介されており、特に「行政の企画・立案と、実施・執行との分離」ということがいわれているが、これが

実際に行われるとどうなるだろうか。たとえば「非行少年がいるのでこういった事業をやりたい」という企画が本庁でなされる。そして「こういうことをやろうと思うけど、やりたい人はいませんか?」と聞くと、「やります」と市町村から手が上がったり、民間から手が上がったりする。そこで、それを呼んで企画書で競争させ、採否を決めていく。すると1か所必要だということで手を上げさせて5か所から手が上がっても4件は落ちてしまう。せつかく非行少年の処遇について、いろいろ企画をし、人も付けて施設もつくり、そうして手を挙げたのに落ちてしまうというのは、それは即ち潰れてしまうということである。よっぽど大規模な法人などでいくつかの施設をもっているようなところはその企画に振り分けた人員を他の部署で吸収すればいいが、それだけでやっていこうと思ったところは全部がアウトとなってしまう。だからNPMというのは、本気でやれば恐ろしいことになる。でも見る立場を変えるとものすごい効率的なことである。自治体は企画だけ出していれば企業が競っていい案を持ってきてくれ、あとはそれから選ぶだけなので、これほど効率的なことはない。でもやられる方は怖くてたまらないだろう。ゆえに企画と実施者を分けるようなことは、私の立場からすると採りたくない。そういうことをするのは実施者の間に激しい競争を生み出して、「少しでも安く効率的に」ということ（が重視されるよう）になる。そうした効率性は「子どもを育てる」という事業にはふさわしくないだろう。そういうことがある程度ふさわしい世界もあるだろうが、保健や福祉の世界でそういうことをするべきではない。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

市町村はジェネリック、児童相談所はスペシフィックという役割分担であり、市町村は一般的な相談機関で児童相談所は措置、法的介入を行う。今もそうせざる得ない状態だが、法律で明確に位置づけ、関係を規定することが大切である。そうでないと、市町村はアカウントビリティがとれないので、法定化の意味は大きい。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

要するに児童相談所が専門特化していくという方向から出てきた話ではなく、むしろ市町村に機能の一部を下ろそうという話があつたものであり、そこには児童相談所の「自分たちとしては虐待または非行に特化した機能を担っていくんだ」という意気込みが感じられない。この機能とこの機能を市町村に下ろした結果残ったのが虐待と非行であるという論調は、児童相談所の弱体化を招くのではないかと気になっている。このような問題を児童相談所はどの程度意識しているのだろうか。

また今後、相談窓口が市町村に下ろされた場合、虐待に関する相談も窓口として下ろされていることを考えると、窓口が二重構造になってしまうのではないだろうか。すると、市町村と都道府県の連携をいかに行っていくのかといった問題が起こる。市町村と都道府県の役割分担をいかに判断していくのであろうか。ここでも児童相談所が「虐待と非行を重点的にやるからこういう体制にするんだ」という意識があるのかどうかが一番大きなポイントとなる。

市町村と都道府県の関係において、互いの縄張り意識の問題がある。「保健センターや福祉事務所はこういう考えでケースに取り組んでいるのだから、児童相談所は口を挟むな」とか、「もっと児童相談所が動かないからこうなるのだ」といった対立構造をどこでも感じる。それは、行政職であるという意識が強いからではないか。専門職という意識があれば、そういうことも軽減されると考えられる。それを打破していくためには専門性にアイデンティティを移していくことが求められる。そうなれば、所属が県であろうが市であろうが関係なくなるかもしれない。ところがいくつかの地域では、うまく連携が取れていないのが現状である。市町村と都道府県の縄張り意識がある中で、きちんと専門支援ができるのかというのが気になる。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

かなり地域格差が出ると思う。神奈川県で実際に準備作業をしているが、市で家庭児童相談室等をもっているところは、一定の経験があってそれなりの準備が出来ている。町、村などの家庭児童相談室をもたないところは新たに体制を作らないといけないので、どれだけ準備ができるかが課題である。各県で現在、児童相談体制のあり方ということで、市町村が参加した協議会ができています。埼玉県はガイドブックを作り始めている。県側の事情をよく分かっている人間が作るので、町村側で経験や積み重ねがない人が読んで、分かるかどうかは課題である。いずれにしても今後の実践経験の積み重ねが重要である。実際的な体制を作っていくという自治体と、やってみないと分からないという対応待ちの自治体と、温度差がある。市町村の体制強化はもちろん必要だが、都道府県側がするのではなく市町村側がしないといけないので、かなり前向きにやろうとするところと、現状の中でやろうとするところが出るだろう。

①と関連するが、非都市部の町村の場合、役場には「地元」の人で、昔から住んでいる人が勤めている。新しい転入者は相談できるが、都市近郊でも地元の人とは相談しにくい。市町村の置かれている状況によってもかなり違ってくる。一律に市役所、町村役場の中に相談の拠点、窓口を作るかどうか検討課題である。役場の外に何らかのものを作って、そこで相談に乗るということもできると考える。法上、それが民間には委託しにくいと考えられるので、公立の保育所、公民館等を考える必要性が出てくるかもしれない。都市部も含めて近くには相談したくないという層は残ると思われ、比較的単純な相談であっても、児童相談所に直接相談するという方法は残しておくべきだと思う。

後方支援機能については、具体的にどうするかが大きな課題である。これまでは児童福祉司の時間調整で、ミーティングやネットワークミーティングができていたが、市町村の個別支援協議会に児童福祉司が参加することになるので、スケジュール管理を児童福祉司が出来にくくなり、協議会の日に参加できないケースが生じる可能性もある。また、虐待等困難な事例を抱えていると、市町村が担当する程度の個別援助事例のところまで児童福祉司がきちんと参加できるのかどうだろうと思う。マネジメントのシステムができないといけない。

専門支援については、アセスメントがキーになると思う。どれが専門的な支援を必要とするのか

を判断するのが市町村側になるので、相当の研修と経験が必要となる。市町村がこれはできないと言って児童相談所に渡す、児童相談所の方では、これはできるではないですかとってキャッチボールが始まる。そうすると初動体制が遅れる、または利用者にとっては、たらい回しにされて不信感を抱くという可能性も残る。アセスメント、チェックリストなど統一したものができるかどうか重要である。各都道府県ではこのようなものを作ろうとしている。厚生労働省でも一時保護のチェックリストを提示し、市町村用の手引きを作成しているが、実際に活用することが重要であり、そのなかで改善されていくことになる。単に、相談担当について市町村と都道府県との切り分けにだけ使うものではないので、数年かけて検討、改訂していくべきである。したがって、この数年が市町村にとっては大きな意味がある。児童相談所でも同じことがいえるが、市町村でも主管課に同一人物が長期に勤務することはないので、検討の引継ぎが大切である。市町村で相談を行うことは意義を認めるが、うまく運用しないとかえってマイナスになると思う。多様な窓口ができるということで位置づけたい。児童相談所に直接来る相談そのものは残るということを前提で児童相談所も体制を整えていく必要がある。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

市は従来から福祉事務所をもっているので、小規模の自治体がどうやっていくかが課題となる。

町村部で子ども虐待の相談がないかというところではない。直接児童相談所に相談があり、「村の役場にいる保健師と一緒に話しましょう」というと、「役場には言わないで欲しい」との訴えがある。役場には同級生の親がいるので言わないで欲しいということである。相談に行くと、翌日には村全体に広まってしまうということがある。人口1万人以下の町村においては、直接の相談を受け付けるのは難しいのではないかなと思う。この課題は、市町村合併との問題との絡みで動きうる話ではある。

要保護児童対策地域協議会とも抱える問題は同じであるが、市では自前のできるが町村は無理なので、県福祉事務所が町村部については声かけをして郡地域協議会というものを作っていく必要がある。つまり、郡部福祉事務所や児童相談所がどの程度市町村をバックアップできるかということが重要となるだろう。

一方、児童相談所に聞いてみると、今回の改正には余り期待していなくて、結局もとのままで丸投げで来るだろうと思っているようである。

あくまでも市町村は相談の入り口という役割だと思う。措置権が委譲されたということでもなく、一時的な相談の窓口が市町村のところへいったというだけの理解である。このあたりについては、実際の運用の推移を見ながら、見直し規定が法律に入っていないなくても、2、3年すれば見直ししないといけないのではないだろうか。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

児童福祉の相談体制は時代の流れを踏まえ変化することが必要である。

市町村での児童相談体制は、将来的には実施するべきである。児童相談は、身近な市町村組織が

いいと思う。しかし、単に組織だけ作り上げるということではかえって問題が出やすい。虐待に関するものは児童相談所の業務であるが、仕事を依頼する中でのキーステーションとキーパーソンの役割を明確にすることが大事である。

現在、家庭児童相談室は、非常勤の職員でやっている場合が多いので、児童相談に関する市町村体制の強化のためには、今の家庭児童相談室の職員を専任として、発展させることが必要である。

他の資源であるなら、保健センターも可能性がある。保健所も県単位であったが、健診などを市でやることになったように、難しいもの（難病、結核、精神病）は県がやって、一般の保健関係のものは市でやっていることと似た感じである。

県単位である児童相談所だけで、全部の児童相談を受けられる体制ではない。地理的な問題もあるから、近い市の単位でも相談体制を置くことはいいと思う。これからは児童相談所と密な連帯をとることを前提として、家庭児童相談室を前面に出して実施していくことが必要である。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

あらゆる子どもの問題に365日対応することが要請されている現在の児童相談所は限界にきている。その打開策として市町村へ一部の業務を委譲することは、総論として賛成である。児童相談所が子どもの権利擁護機関として養護、非行、障害に特化するという方向性は望ましい。しかし北海道の現在の町村が財政面・人材面等で相談支援体制を整備することは困難ではないか。一方、市については子どもにかかわる支援体制をある程度整備することは必要不可欠なことである。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

家庭からの各般の相談については、たとえば、「言葉が少し遅いんです」、「夜泣きがひどいんです」、「子どもが少し落ち着かないんですけど」といった相談をはじめ、不登校や非行など、あらゆる相談が児童相談所に持ち込まれている。それが、市町村の業務として、明確化されたのが今回の法改正だ。では、児童相談所はどういう役割を担うかという、それらの中で専門的な対応が必要なものについて応じることとなった。

そこで市町村の役割について少し考えてみる。京都府では市部には家庭児童相談室があり、これまでもある程度は家庭からの相談を受けていた。今後もそこが窓口になって受ける可能性は高いだろう。町村部では受ける場所はどこになるか。来年4月にはもう改正法が施行されている。乳幼児に関する相談であれば、やはり保健師が専門家となるだろう。健康に関することなどを中心に、発達やしつけの問題を含めて、けっこう保健センターが受けている。では、保健師のいるところが窓口になるのだろうか。でも、小中学生になって「子どもの非行で困っている」とか「不登校になってしまった」という場合、保健師でどこまで対応できるか。市の場合は、乳幼児は保健センター、小中学生などは家庭児童相談室とすみ分けたり、あるいは一体化させて、そこで保健師も相談員もいる相談窓口とすることも考えられる。しかし、町村部ではどうだろうか。福祉の担当窓口の方の多くは事務職員である。特別児童扶養手当の受付や療育手帳の受付など、事務的なことはできたと

したも、相談業務というのは経験がないと思う。そうすると、町村部では、そもそもこの家庭からの相談をどう受けていくのか、問題になってくると思う。

舞鶴市は子ども総合相談センターのようなものを作って、教育や福祉からDVの問題に至るまで相談しますよ、というようなシステムを作っていると聞いている。宇治市も、家庭児童相談室に臨床心理士が採用されているが、非常勤の職員である。実力のあるところは工夫もできるが、今回の法改正では、中核市が児童相談所を設けることもできるようになり、全国的に見ると、実際にその準備を進めているところもある。そういうところと、人口何千人という町で、児童相談の窓口なんか置くに置けないというところでは、明らかに格差がある。その中で一律に家庭からの相談を市町村で受けようと言っても、条件整備はできるのか。体制のことを考えると、小さい町村には専任の職員が置けないと思う。

東京都葛飾区、人口40万人ぐらいのところでの子ども家庭支援センターに関する報告を聞く機会があったが、そこには臨床心理士が常勤で配置されていた。そういうところは、かなりのケースの相談にのっている。児童相談所は足立区で隣の区になるが、足を運ぶだけで1時間ぐらいかかるらしい。葛飾区内の子育て支援センターは、自転車で行ける距離にある。これは大きいと思う。ちょっとしたことでもすぐ相談できるわけだから。電車に乗って1時間もかけて行って、たいした相談にならなかったということでは話にならない。やっぱり身近にあるという理念は間違いない。しかし、それができるようにするには、やはり条件整備が不可欠である。

こうして考えてみると、児童相談所に全部送ってくるような地域もあれば、葛飾区のようにかなりの部分を自分のところでやるというところもある。「専門的な知識を要する相談」とはどんなものを指すのかと市町村から聞かれるが、実際には、自分のところでできそうな問題だからやる、できないことは児童相談所に全部任せる、という感じになってくるのではないか。下手をすると、市町村は単なる通過機関になって単に回り道するだけで、かえって住民サービスにならないのではないかとということも危惧される。

児童相談所側では、市町村への助言などに加えて、一方で直接相談も受けなくてはならない。一部には、児童相談所はもうパンク寸前だから、家庭の相談については市町村で受けてもらって、困難ケースだけ児童相談所がやったら、人員にも多少は余裕が持てるのではないかと、というような意見もある。当面は市町村からいろいろ言われるし、相談も普通に來るということで、児童相談所はますますパンクするという危機感がある。

【市町村に児童相談所のノウハウをもってもらふことの必要性】

厚生労働省は、市町村が児童相談を受けることを前提にして、それを準備するための予算はつけていたと思う。具体的には法律の中身の説明とか、面接技術などの相談に関する研修会の開催などを行うことができたと思う。これは確かに必要な予算だとは思いますが、本当は各市町村が相談を受けるための体制作りを行い、人を配置するための予算が必要である。この法律の理念は「家庭からの相談は、身近な市町村でやりましょう。難しいものは都道府県が対応しますよ」ということである。しかし、一番の問題は、それを具体的な形として実現することであって、それだけの手立て

ができるかどうかにかかっている。

ところで、全国児童相談研究会（児相研）は、毎年一泊二日で新人の児童福祉司を対象に研修ワークショップをやっている。全国から悩み多き児童福祉司が集まってくる。一番現場のことをわかっている現場の職員が、自ら企画しているわけで、案内を出すと申し込みが殺到する。一度、市町村の職員を対象にやってみるのはどうかと考えたりもする。まだ実際にやるとは決まっていないが、やってみれば市町村の実態も見えるかもしれない。たとえば保健師が参加するとか、非常勤の人が来るとか、そういう人たちが対象であれば、技術研修、面接の基本などワークショップ形式でやって、どんな形で仕事をしているか聞くと、この児童福祉法の改正の具体的な姿が見えてくるのではないか。やるためにはエネルギーが要るが、児童福祉司以上にこういう研修が必要ではないか。

児童相談所の新人児童福祉司の場合、何も知らないとはいえ、周りにスタッフもいてスーパーバイザーもいて、事例の蓄積もあり、「こんなことで困った」と言えば「こういう例があったよ」と教えてもらえる。市町村に行ったら、そんなに人はたくさんいないし、一人の職場も多い。担当者が相談するところがないだろう。いくら簡単な相談とはいえ、簡単な相談の中に複雑な問題があったりするし、相談する気持ちを萎えさせて終わってしまうことも起こりかねない。こういうことが市町村では、どこでも起きる可能性がある。そうすると研修会とか経験交流会とかが、すごく大切となる。ただし、そうした必要性すら感じない職員もいるかもしれない。

【将来的な像として】

身近な問題は市町村でやりましょうという、大きな流れの中で出てきている問題である。理念はおかしくはない。ただ、ここには議論として出てこないが、今、平成の大合併、市町村合併が行われています。もしかしたら、小さい市町村ではやっていけないことを折り込み済みで合併を前提にしての方針ということはないだろうか。だとすると、小さい市町村の困難は続くし、逆に大合併すると「身近なところの相談」も簡単にはいかないかもしれません。やはり市町村の体制整備、充実が前提となって理念は実現するものと思います。

他方で、「児童相談所はパンクしている」、「児童相談所は大変なんだ」という声は浸透しており、地方交付税で職員を少しずつ増やしていつているが、それではもたないということはわかっています。「じゃあ市町村で」と言えば、反対する人はそういう意味ではないわけです。児童福祉法の改正は、児童相談所の現実を見て、タイミングとしてはいい時期に出て全会一致で賛成されたと思います。しかし、現場からみれば、「市町村が受け皿となる体制を作ってくれるの？」というもので、これで児童相談所が楽になると思っている人はいません。

たとえば、児童養護施設に入所させるということは、引き続き児童相談所の仕事です。触法通告、警察からの通告はおそらく、市町村ではなく児童相談所に来るでしょう。では、どのような相談が市町村対応なのか。もちろん、市町村でやれないケースがないかという、そうではありません。しかし、市町村でお願いできそうなケースは、すでに全部市町村にお願いしている。わたしたちにそんな余裕はないですからね。つまり実際には、そんなにケースは減らないと思っています。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

児童相談に関する市町村の役割が強化されたことは基本的には賛成、歓迎すべきことである。第1に住民の便宜という視点からみたとき、身近なところに専門家がいて相談に応じてくれるに越したことはない。

第2に、いろいろな子育て支援サービスが求められてくるなかで、市町村単位で地域の実情に応じたサービスを行っていくことが必要である。都市化・核家族化のなかで親が追いつめられて育児不安、虐待の深刻化につながっており、それを未然に予防するためにはいろいろな子育て支援サービスが必要になってくる。子育て支援サービスは地域の実情に応じて、しかも細かな配慮が必要であり、このようなことを都道府県単位の児童相談所でやることはできない。やはり市町村単位で行われる方がよい。

児童相談に関する市町村体制の強化に関して最大に懸念する点は、市町村に必要な専門性をもった人が必要な数だけ配置されるかということである。その部分がみえない。

今の家庭児童相談室は、非常勤体制で、全国的にみると福祉の専門家ではない学校の先生が多いなどの現状があり、専門性をもたない職員では話にならない。今の家庭児童相談室の体制のままにこれに市町村の一次窓口を担わせるのは論外である。抜本的に相談体制を強化しなければならない。ただし、ここで問題になるのは、人口規模の小さい町村部で専任の専門職を配置できるのかということである。そういうふうに考えたとき、まず相談業務を市町村業務として位置づけた上で、市町村の責任でしかるべき機関に委託していく。例えば社会福祉士会や施設を運営する社会福祉法人などへの業務委託も考えていかなければならない。1－2人体制の職場では専門性を磨くという意味でも限界がある。

市町村の相談機能がうまくいけば、現在の児童相談所の業務のスリム化が図られる。しかし、市町村の後方支援・専門支援などは新たな業務であり、片手間でできるものではない。相当業務量が増えていく。しかも、今回児童福祉法28条が期限付きになり、司法手続きに係る業務量も増える。さらに再統合に向けた保護者援助が今後ますます求められる。今は忙しくてそのようなことはほとんど手がつけられていない。

業務量についてはマイナスの要素とプラスの要素があるが、市町村支援と保護者援助などを勘案すると結局業務量が増える。抜本的に児童相談所職員の数を増やさないと法改正の趣旨は生かされない。ただ、どこまで増やせばいいのかは検討する必要がある。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

当初の予定よりは早く改正された。前の国会で継続審議になって、臨時で成立したが、はじめは1年あとの予定だった。その前に児童虐待防止法が改正されているので、あわせた改正ということで来年4月から施行される。虐待相談は大変多くなっている。多くなったというだけでなく児童相談所に虐待の法的な対処がゆだねられているということから、児童相談所の仕事がハードでオーバーワークになってきているということが改正につながった。身近な市町村で児童相談全般に対応

していくというのは時代の流れでもあると思うので改正は当然の流れと受け止めている。市町村と都道府県の役割分担をやっつけていかないといけない。

市町村の体制整備はなかなか整っていない状況である。今年度、次世代育成支援の法律に基づく行動計画の策定と、子育て支援事業の実施体制の準備で、正直手一杯な状態である。次にこの改正で児童相談体制の強化、虐待の通告先にもなるので安全確認という役割、ネットワークの強化ということで市町村がオーバーフローになることが予想される。

今年度に入ってからこういった動きがあるので、市町村と大阪府では協議の場を設けて今後の市町村の体制整備のあり方について、意見交換をしている。市町村の現状として非常に格差が大きい。市町村格差をできるだけ是正することに力を注ぎながら、全体のボトムアップをどうはかるかが大きな課題である。格差を縮めながら、児童虐待の通告を適切に受け止め、ネットワークの強化をしていくことが非常に大事なことである。そのためには、かなり都道府県がバックアップしていかないと市町村はやっていけないだろう。地域・各府県や市町村の状況の違いがあるので、それぞれに特徴のある取り組みがあつていいのではないかと思う。

まず、大阪府内の場合は過半数以上に家庭児童相談室が設置されているので、基本的な児童相談の体制はあるが、まだ整っていない市もいくつかあるので児童相談体制をどう作るのかということが大事。通告の窓口とも重なるし、ネットワークの事務局も重なってくるので、児童福祉部局の強化をどう図るかというところである。

まだ何も国のほうで指針が示されていないので、市町村と話をしていると非常に不安な状態である。当然の流れとして受けていかないといけないという意識は持っているが、具体的に何をしたらいいかということで模索しているところである。まずは、相談体制を作るということを目指してくださいといっている。大阪府では家庭児童相談室設置が望ましいという意向を府内の市町村には示している。そうでなければ、家庭児童相談室ではないが、家庭児童相談室の機能を持たせた相談窓口を作っているところもあるので、そういったところをモデルにお願いしている。そこで対応する職員は、家庭児童相談室の家庭相談員の資格要件に該当する人が望ましいということもいっている。家庭児童相談室を作ろうという市町村もあるようだ。家庭児童相談室がすでにあるところは体制強化を図るため、スタッフを増やそうとしているところもある。そういう意識もでてきているので、この3年くらいは市町村は体制整備をするにあたって、都道府県が現場の児童相談所と市町村に、行政的バックアップと技術的バックアップを行うことが非常に重要である。役割分担も法改正でしてくるので、当分は混乱すると思うが一義的には市町村で受け止めて、必要なものは送致してそれをマネジメントしていくという役割は府が当然担っていくので、都道府県はさらに専門性、質的向上を図らないといけない。

市町村との話し合いの場では、都道府県の児童相談所にスーパービジョンをして欲しいという意見がある。単なる担当者ではなく、市町村をバックアップできるくらいの力量をもたないといけないということになりそうだ。そのためには、児童相談所の職員のさらなる力量のアップを図らないといけない。そのことは、おのずと法改正が物語っていると思う。児童福祉司の資格要件で裾野を

広げるように改正するようだが、どこまで広げるか吟味が必要である。裾野を広げるのは必ずしも反対ではないが、一定の要件は課して吟味されないといけない。むしろ、採用後の現任訓練、研修をソーシャルワークを基本にして、いかにきちんとやっていくかだと思う。

また、市町村に働きかける時は先進的な事例を紹介したり、身近な市がどういった取り組みをしているかを知ってもらうことは有効である。そういう手法を使いながら研修や会議をしていくということが必要である。他市の状況を知るような機会があまりない。研修会をする時も全体でするものとブロックで実施するものを組み合わせるなどの工夫も必要である。市町村側が受け入れやすい方法を考えなくてはならないと思う。

今回の改正で、一義的な相談窓口が市町村にいくということと、ネットワークを法律に位置づけるということで、要保護児童地域対策協議会が位置づけられた。これは評価したい。法的な根拠が明確になったので、市町村がよりネットワークを強化する。設置していないところにも役立つし、すでに府内にはあるがより強化してきめ細かなネットワークを作るうえで役に立つと思う。大阪府の立場として、それを根拠にっていけるということで評価したい。守秘義務も課せられ、情報提供を依頼した場合は求められた機関は提供することになっている。細かい個人情報をどこまで出すことが可能かどうかは、あの法律だけでクリアできるかどうかまだ疑問である。各自治体で作っている個人情報保護条例との整合性もあるので、もう少し整理が必要と考える。法律に盛り込まれたからよかったということですむかどうかはまだ分からない。

今回の法改正では、障害児の通園措置の権限が児童相談所に残ったままである。児童に関しては措置制度を全く覆すことはできないが、療育のための施設は措置ではなくてもいいと思う。利用制度への転換もよいと思う。措置制度が残ったとしてもこの措置権は市町村に委譲されてもいいと考えている。これは今回の法改正とセットではない。児童相談所の業務スリム化にはあまりつながらない。市町村が体制を充実させれば、3年後くらいに、スリム化されるかと思う。丁寧な仕事をしていけばさらに膨らむ。療育手帳の判定もやっているし、その法改正が近々行われないと、本当の児童相談所体制のスリム化にはつながらない。今後、さらに改正されていかないといけない。

全体にこういう動きは当然のことだと思うが、これをひとつのチャンスととらえて、特に子どもを育てていく上では家庭への支援が重要なのだということを浸透させる機会にしていくべきだと思う。虐待に関しては発生予防に視点を置いて家庭支援を行っていくかである。リスクの高い家庭を把握してそこに集中的な支援・見守りを行うということにシフトしていかなければいけない。そうすると医療、母子保健と福祉の連携が重要になる。どうしても福祉サイドが虐待対応をやるところだという認識がある。もちろん福祉は中核にはなるのだが、あなたがたの分野も大事であるということを発信していくのは児童福祉しかないなので、そこを気長にやっていく。特に市町村レベルではそうである。密接に連携していかないと有効な支援ができないので、まず府県レベルで横断的な連携をしっかりやっていかないと市町村まで浸透しないと思う。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

滋賀県では、20年以上の障害児支援の蓄積により、虐待にせよ他の相談にせよ、そこで生まれた子だから市町村がみていこうという発想が育っているように思う。

児童相談のなかの障害部門については、市町村レベルで支援・療育体制が完備されており、かなりの力量をもっている。虐待に関する市町村の相談体制については、平成9年に滋賀県が出した「子どもへの虐待防止 早期発見・早期支援のてびき」というマニュアルのなかで、通告先として児童相談所、福祉事務所に加え市町村も通告を受けることとし、三者で情報共有する方針を打ち出している。また、平成10年度から虐待防止ネットワークの整備が進められており、現在では市町村から児童相談所に通告されてくるというよりも、まず市町村が調査し、県の福祉事務所(子ども家庭相談室)と連携して必要に応じて児童相談所が関わるといった形の連携がとれてきている。

これからの児童相談所の役割として後方支援と言われているのだが、内容としてはケースの把握、リスクのチェック、家族の見立て、支援のポイントの明確化といった内容について、市町村と一緒に考えるということかと思う。情報の集め方とか読み方、そこから見立てを一緒に考えることによって伝わるものがある。

ただし、後方支援という言葉が誤解を生む可能性を持っているという懸念はある。後ろで構えて指示を与えるだけなら誰も動いてくれない。一緒に汗して、いざという時は強制力を発揮しますよと、児童相談所にしかできない仕事をする。市町村が権限のある業務に限られるのなら仕事は減ることになるかもしれないが、ケースカンファレンスや市町村の職員の専門性の向上といったことが児童相談所の仕事となる。虐待関係だけでなく、長年培ってきた相談・支援のノウハウを伝えていくわけだから、むしろ後方支援という位置づけのほうが本当は大変なのではないかと考える。

今度の法改正では、責任ある判断をするよう市町村に求めているが、継続的に同じ仕事に従事する専門の職員がいることに加え、その職員を支援する体制が整備されないことには市町村の相談体制強化はなかなか難しいのではないかと考える。

将来的にみて支援の専門家が増えるということは、住民にとっては何よりだと思う。

19) 津崎哲郎(花園大学・児童相談所関係者)

大きな方向としては妥当だと思っている。虐待が急増する中、初期介入から終結までを児童相談所が対応するのは不可能な段階に来ている。児童相談の役割を分担していくには市町村が児童相談をできる体制をどう作るのか、あるいは職員の専門性の確保が可能なのかという点が課題である。

児童相談所が困難なケースに集中して対応するとすると、児童相談所の専門性も高める必要がある。児童相談所が、市町村でのネットワーク作りや、具体的なケースへの援助実践をどれだけ有効にサポートできるのか、そこを整備しないと形骸化してしまうと思う。児童相談所の体力アップ、市町村の相談体制作り、双方の連携体制をどのように具体化するのが課題になると思われる。

20) 萩原總一郎(四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

今まで要保護児童を対象に健全育成や児童相談、支援が行われてきたが、児童全体を対象とはし

ていなかった。市町村はその業務は都道府県が行う業務であると考えていた。しかし近年、「地域健全育成」という動きがあり、市町村は今回初めて全児童に対する児童相談を意識しだしたところだといえる。

しかし家庭児童相談室は、専門的に機能していない。例えば非常勤の援助者で行っているところに関してなどは、その援助者の興味や得意分野のみ（グループセラピーに関心ある人はそれのみの援助）に対して援助を行っているというのが現状である。そのため、市町村体制の強化に関しては、家庭児童相談員の位置づけを明確にする、常勤化、専門職化、法定化（人口何万人に何人配置という配置基準）、相談体制を構築するといったことが重要となってくる。また、トレーニングや研修も重要となってくる。

市町村と都道府県の支援の分離に関しては、児童相談には専門性が必要であり、相談から処遇決定、措置まで一連の関わりが必要となってくるため、一連の関わりの援助分断が危惧される。市町村に委ねるならば全てを委ね、どうしても措置が必要なときのみ都道府県に委ねる、それ以外は市町村が行うという姿勢が重要である。相談に軽い重いはなく、親にとっては全てが心配なことである。また、相談を受け、都道府県に意見を聴き、市町村におろし、指導を行うといった方法では、時間がかかってしまう問題もはらんでいる。

よって市町村が支援を行うためには、心理職や医師を含む人材の整備、支援ができる体制の整備が必要となる。それによりはじめて、児童相談所の後方支援ができるようになる。今回の改正において健全育成を市町村におろしたこと、措置権を市町村におろさなかったことに関しては評価している。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

市町村が子どもや家庭に関する相談についてはできる限り主体となるということに対して、どれだけ市町村の体制を強化できるのか。改正法が施行されれば子どものことはどこが受けていくのか、いまだに市町村内部で窓口さえ決まっていない。またどんな人間を配置するのかなど、市役所内でも十分に協議できていないところもかなりあると聞いている。

「次世代育成」の一環と言うのであれば、教育・保健・福祉の分野にまたがるものなので、市町村は新たなセクションを作るくらいの覚悟で取り組むべき大きな問題である。家庭児童相談室という手もあるかもしれないが、職員が非常勤というのがほとんどであるため、きちんとした体制を組むという意思表示ができるのかどうかも、不透明である。

一方、規制緩和で「できるだけ市町村に権限を渡しなさい」「市町村で判断できる部分は任せなさい」ということが進められている。児童相談所は後方あるいは専門支援化ということだが、全く指揮命令系統が違ふところで後方支援を具体的にどうするのか、専門性をどうするのかということについては、やはり具体的な手順、ツールを開発しておかなければ大変ではないかと思う。そのツールとは何かということであるが、基本的な相談の技術、それを支える記録の様式や意思決定のためのアセスメントの開発、用語・統計の統一などであると考えている。

22) 上利久芳（聖家族の家・児童福祉施設関係者）

基本的には賛成である。児童相談所は今かぶりすぎている部分があるから、簡単な相談は市町村がやってもいいと思う。ただ、児童相談所の設置基準（人口あたり）や職員の配置基準が満たされていない、専門職員が配置されていないなど本質的なことがむしろ問題である。

相談の窓口を広げることは本来的にいいと思う。基本的にはこのような相談機関は、地域の実情を把握できるという観点からみると、中学校区にひとつくらいあってしかるべきものと考えられる。

措置権などの権限の重さをどのように判断するかも問題である。また、市町村による不平等さが今以上に広がる可能性もある。

児童相談所の後方支援、専門支援が役所同士のセクショナリズムのなかでスムーズにできるのが問題である。ボーダーの仕事はどちらにも対応してもらえない可能性でてくる。そうであるならば第三者委員会みたいな、双方の仕事をコーディネートする機関がいるかもしれない。

児童相談を24時間体制にするかどうか非常に大きな問題である。これは本来民間がすべきでなく、行政責任ですべきである。

民間に対する信頼性があるのならば、民間の社会福祉法人などの施設が、もう少し児童相談所のような児童相談業務的なものやっつけていかないといけない部分もあるのではないだろうか。市町村が相談業務を民間に委託していくこともあり得る。アメリカでは、民間がリードしている。民間は監査をしっかりと受けて中身が問われて、それができるかどうか判断される。アメリカがすべていいとは思わないが、そのような発想があるのではないだろうか。日本では、あまりにも役所に権威があつて、その下請けを民間にさせるところがある。

23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

今回の児童福祉法改正の内容を見て感じるのは、子どもの福祉、健全な成長というトータルな立場に立って考えるということが欠けているのではないかと、ということである。部分的なところでの対応に振り回されているように見える。子どもを将来の国の宝としてどう育てるかという視点、権利をどう守るかというトータルな視点に立って、それを実現するためにどういう資源の活用とか対応の仕方があるのかという点から考えていかなければ、児童虐待が多いから児童相談所はその虐待対策一本にしぼってやっつけていきますよ、というだけでは、全体としての子どもの福祉の向上を図ることができるとは思えない。

子どもの権利には大きな特徴がある。それは子ども自身が自分で行使できないということである。保護者や機関が子どもの権利を保障しなければ、子どもは自分で行使できない。親の権利を優先すると子どもの権利が阻害されることも出てくる。このことを一番に考えておく必要がある。

今の相談体制の中で子どもの権利を考えると不十分な点がある。身近な例で言えば、児童相談所の職員体制が非専門的である。3年ぐらいで交替してしまい、専門性が確立されていないと感じている。専門職としての質が向上しない。3年経ったら別の新しい人が来て、専門家としての道を歩

んでいく、そしてやっと仕事ができるようになると転職していくというのが典型的である。専門職性が確立されていないところに、日本全体の児童相談のネックがあるのではないかと考えている。なかには児童相談の業務に移ったために、出世の道が閉ざされたと言う人もいる。

子どもの権利を守るというトータルな視点からの取り組みが現れてこないのは、児童福祉に対する哲学が足りないからだと考えている。哲学に基づいた取り組みが出てこないために、部分的な対応に終始している。

福島県は毎年訪問調査として、県内3か所の児童相談所から1～2人の職員が施設に泊まり込みできて、各ケースについての相談を行っている。子どもにも面接をし、家庭復帰や措置変更の相談をする。難しいケースが依頼される場合には、小中学校に事前に訪問して、学校に子どもの受け入れをお願いする。学校が引き受けてくれなければ措置ができない。措置後も児童相談所と施設との関係や学校との関係は密接である。必ず児童相談所が対応するということが原則となっており、措置したら後は知らん顔ということはない。このように児童相談所が密接に関わっていることは評価できるが、残念なのは専門性が低いことである。やっといい処遇ができるようになって、これからというところで転職してしまう。昨年1年かけて人事について委員会が検討を行ったが、その結果も、特に目新しいことはなかった。何回も集まって真剣に議論し、もちろん福祉職採用についても検討課題であったが、なかなか改革にはつながらなかった。

県としても多少考慮の上、人事を行っているを受け止めているが、考えられないような部署から児童相談所に来ている人がいるのも事実である。専門性の低さと配置人数の不備は決定的である。児童虐待ケースについてアメリカでは一人のワーカーが担当するのは12人ぐらいまでである。ところが日本では30人以上を担当している。福島県では今年、所長や課長が相次いで亡くなり、その後の人事体制を整えるのが大変であった。仕事の過労とストレスが原因と考えられる。

このような児童相談所の現状で、児童相談を請け負うにはやはり環境整備をしながら進めていかないと、市町村も厳しい状況におかれるであろう。スーパービジョン体制を整えることが大切だが、それをできる人が市町村にいるのかどうか定かでない。そうすると児童相談所も担当ケースが減ることにはならない。市町村に混乱を起こす可能性がある。市町村では専門領域がないのが当たり前になってくる。ねらいとしてわからないこともないが、実現することを考えると容易なことではないと考えている。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

まず、措置機能、介入機能も含めて検討していく必要がある。地域に根ざすということは住民に密着するということである。専門的などころで、より重いケースをやるということは地域密着型とは離れてくる。しかし、専門化はやらないといけない。

愛知県では、福祉職が一般行政職である。今現在専門家を育てていこうとしているが、人事異動まで含めた専門職集団を創っていくことやエキスパートの必要性もある。

障害児の関係は市町村でできると思う。しかし、措置に至るまでのマネジメントを、どの段階ま

でプロセス管理ができるかという問題がある。市町村がどこまでできるかという判断はかなり違うと思う。司法関与、児童相談所の権限、ソーシャルワーク機能、28条も、少しずつ変えていく必要がある。虐待防止法だけが先行するのではなく、児童福祉法が基本である。

25) 桑原教修（舞鶴学園・児童福祉施設関係者）

今の子どもを、例えば家庭児童相談室がどこまでつかんでいるかということを考えると、市町村に委譲するにあたっては心配である。施設側にいる者にとっては、何がどう機能していくのかという点において、心配はしているが、まだ、実感はわいていない。

市町村が相談をきちんと受けられる体制にあるのか、市町村が相談業務を担うということをどう捉えているかだと思う。

ただ、地域がそういうことも担っていく時代に入ったということは評価できることであり、地域の人にとって身近に相談できる場所があるというのは市民にとってよいことである。

子どもの相談は多種多様であるし、赤ちゃんの年齢から思春期年齢までの幅広さを考えたときに、市町村単位にある保育所に設置されている地域子育て支援センターはどうなっていくのか。保育所と幼稚園の幼保一元化に伴い相談機能として設置される地域子育て支援センターに、相談機能を持たせることがいわれているが、そこが充実したものであれば、そこで相談機能の業務はできるのではないか。

また、通常の相談は良いが、内包されているケースの背景をよんだりするには専門性が必要になる。そういうことを考えると、これからが大変だと感じている。

現状では家庭児童相談室に相談があっても、児童相談所に送られることが多い。それでは市町村におりてくる意味がない。現在、家庭児童相談室の職員のほとんどが嘱託や非常勤である。一定の専門職員が確保され、業務ができる体制でないとこれらの業務を行うことは厳しい。ただ、これまで児童に関わっていなかった人でも、違う部署にいた人であっても、やる気がある人ならやれる。要はその人次第である。家庭児童相談室に複数の人数を確保し、一方では定期的に研修が受けられるような体制を整えておく。自分が持っているケースについて研修できるような場を持つことで、質を高めていく努力をしなければ現状の対応にはおいついていかない。

児童相談所は深刻なケースをやればよいといわれるが、現実には児童相談所に頼らざるを得ない。そうなった場合に児童家庭支援センターを、いくつかの福祉施設に設置していくようなことをやらないといけない。また、市町村に家庭児童相談室がない地域は、新たにそれにかわる部署が必要であると考え。子育ての問題は複雑化しているため、今までは部署が担えるような問題ではない。

現実には、子育てについてのいろいろなシステムを求めている人は多くいる。その人たちにとっては、地域性をもった専門機関として認知できるような窓口ができるとうれしい。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）